

11月も役立つ講座がいろいろ!

シングルマザーの会

◆11月10日(日) 13:30~15:30
 場所: 参画センター 相談室
 参加費: 無料 託児: あり(要予約)

子育ておしゃべりサロン

◆11月14日(木) 10:00~12:00
 場所: 参画センター 学習研修室1
 参加費: 無料 託児: あり(要予約)

摂食障がい家族の会

◆11月23日(土) 13:30~15:30
 場所: 参画センター 相談室
 参加費: 無料

知ってる?

男女共同参画のキーワード

女性に対する暴力をなくす運動

11月12日から25日(女性に対する暴力撤廃国際日)は、“女性に対する暴力をなくす運動”の期間。

夫・パートナーからの暴力、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等女性に対する暴力は、女性の人権を著しく侵害するものであり、男女共同参画社会の形成において克服すべき重要課題となっています。

本来、暴力は、その対象の性別や加害者、被害者の間柄を問わず、決して許されるものではありません。暴力の現状や男女の置かれている我が国の社会構造の実態を直視するとき、特に女性に対する暴力について早急に対応する必要があります。女性に対する暴力の根底には、女性の人権の軽視があることから、女性の人権の尊重のための意識啓発や教育の充実を図ることが必要であり、この底上げがないと女性に対する暴力は、なかなか減っていきませんのが現状です。



女性に対する暴力根絶のためのマーク

人生100年時代シニアライフ講座

◆11月28日(木) 13:30~15:30
 13:30~14:00 「働く女性のライフステージと健康」
 講師: 菅原 幸子さん((一財)女性労働協会(東京)女性の健康とワーク・ライフ・バランス推進員)
 14:00~15:30 「見つけよう、楽しもう! ちょっと自分が輝くところ」
 講師: 市民活動団体
 場所: 参画センター 学習研修室
 参加費: 無料 定員: 60人
 託児: あり、無料(1週間前までに要予約)

男女共同参画社会推進事業

予告

◆12月2日(月) ①13:30~14:50 ②15:00~17:00
 内容: 「法律講座と女性弁護士相談」
 ① 離婚を考えたときに知っておきたいこと~離婚に伴う諸問題、DV対応、ひとり親への支援~
 ② 相談(市内在住か通勤する人、①を受講した人)
 講師: 工藤 ゆかりさん(弁護士) 場所: 参画センター
 参加費: 無料 定員: ①50人 ②先着4人(1人30分)
 申込: 11月15日(金)~29日(金)に電話で男女共同参画・協働推進課(☎087-839-2275)へ



【女性に対する暴力 相談窓口】

- ◆配偶者からの暴力についての相談
 全国の配偶者暴力相談支援センター・各都道府県警察又は各警察又は各警察署の相談窓口
- ◆性犯罪に係る被害や捜査に関する相談
 性犯罪被害相談電話(#8103)や各都道府県警察の性犯罪被害者相談コーナーなどの相談室
- ◆職場におけるセクハラについての相談
 各都道府県労働局雇用環境・均等部(室)
- ◆つきまとい、ストーカー行為の被害についての相談
 各都道府県警察又は各警察署の相談窓口、各都道府県の婦人相談所、各都道府県の男女共同参画センター
- ◆売春強要などについての相談
 各都道府県警察、又は各警察署の相談窓口、各都道府県の婦人相談所など
- ◆高松市男女共同参画センター
 相談専用窓口(087-833-2285)

(参考資料: 内閣府男女共同参画局 HP)



10月の行事から

10/17

裁判所の出前講義 — 暮らしのトラブル解決策は?~簡易裁判所を利用しよう~

参加者数: 40人 場所: 学習研修室3
 講師: 西村 工 判事(高松簡易裁判所)

この講座に参加するきっかけは、「センター、裁判所のホームページやチラシをみて興味を持ったから」と「簡易裁判の調停のことを知りたかった」が、全体の9割を占めた。
 裁判所への要望としては、「調停の流れがわかる模擬調停を希望」「裁判所の見学をしてみたい」が多かった。他には「今後の参考になると思うので、民事裁判の具体例等の調停の内容を知りたい」「金額的に大きいものがあるので、不動産会社と建築会社のトラブル防止のための法律講座をして欲しい」等があった。

(参加者の感想)
 「民事訴訟、民事調停、少額訴訟などの特徴、違いが具体的事例のお話でよくわかりました」
 「裁判所は普通の生活者の行くところではないと思っていたが、身近なものだと感じた」
 「調停には柔軟性があるって解決しやすいことが理解できた」
 「高齢の方々や弱者に対して正しい裁判情報が得られる機会を設けていただければと思います」
 「民事調停が大変便利であることがわかりました」等。



10/24

さんかく交流サロン — もしもの時に使える手話を習おう! Part2

参加者数: 7人 場所: 学習研修室2
 講師: 手話サークルひびき

聴覚障がい者の方に防災・避難情報を伝えるためには、自分が住む地域で、どこに聴覚障がい者の方がいるかを知っておく必要がある。日頃から地域での関わりを持っていることが災害時に助け合う際、非常に役立つと教わった。
 (参加者の感想)「火事、地震、事故、救急などの手話をいっぱい教えてもらって助かりました」「手話をもっと知ってみたいと思いました」等。



10/30

やさしい英語で男女共同参画を学ぶ講座 — 地域の外国の方に「防災」を伝えよう!

参加者数: 9人 場所: 学習研修室3
 講師: 高松トーストマスターズクラブ

今回は、防災に関する英語のフレーズを学んだ。①多様な状況の非常時で使える英語②地震に関する英語③電気に関する非常時の英語④大雨・洪水に関する英語⑤避難所で使える英語等。
 具体的には、「何かお困りではないですか?」「建物からすぐに避難して下さい」等。参加者の中には、避難する時の他の方法を教えてくれる方もいて参考になった。



トピックス

「21世紀の女性と仕事」パネル展開催! 11/23~12/1

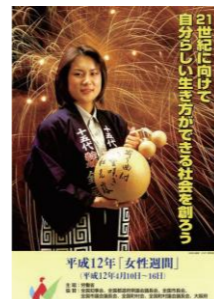
2000年以降の働く女性をめぐる出来事を振り返り、これからの生き方・働き方を考えてみよう!

2000年から1年ごとに1枚のパネルで、その年の働く女性に関するトピックスや法律・制度、女性の活躍、政治・経済・社会の動きなどをまとめたパネルを展示します。

1946年に始まった婦人(女性)週間が2000年をもって幕を閉じ、その後、その趣旨は男女雇用機会均等法や男女共同参画社会基本法に受け継がれている。



第1回ポスター



第52回ポスター



改正雇用機会均等法のポスター



改正育児・介護休業法全面施行のポスター

今回のパネルは、厚生労働省委託、女性就業支援全国展開事業で、一般社団法人女性労働協会から貸与のものです。この機会にぜひご覧ください。